

令和４年度液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
に基づく立入検査結果

１．実施期間及び実施数

令和４年４月～令和５年３月

１３事業所（８社） ※うち保安機関のみ４事業所（４社）

２．結果の概要

下表のとおり法令違反が認められたため、液化石油ガス販売事業者等の代表者に対し、中国四国産業保安監督部長名で改善指示を行った。なお、改善指示事項については、該当事業者から改善報告書の提出を求め、改善内容について問題ないことを確認した。

表．立入検査で指摘した違反内容及び件数

違反内容	関係条項等	件数
定期供給設備点検のうち貯蔵能力が千キログラム以上の貯蔵設備を有する供給設備の点検結果について、保安距離、滞留防止、さく・へい等、警戒票、消火設備、屋根等の点検を実施していない項目について、早急に点検を実施し、点検結果を報告するとともに、再発防止対策を講じること。	法第２７条第１項第１号、規則３６条第１項第１号の表中上欄イ中欄（４）関係	１